

事務連絡
令和5年6月9日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄各学校法人担当課
構造改革特別区域法12条1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当 御中
大学を設置する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
大阪大学歯学研究科担当課

文部科学省総合教育政策局調査企画課

令和5年住宅・土地統計調査への協力の周知について

総務省において、本年10月に令和5年住宅・土地統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための調査）を実施します。

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住戸」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を提供するものです。

当該調査を実施するにあたり、統計法第29条第2項の規定に基づき、総務省より文部科学省に対して、別紙のとおり、学生寮・寄宿舎がある学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）に対する調査実施及び協力に関する周知依頼がまいりました。

については、各都道府県教育委員会及び各都道府県にあつては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、各国公立大学法人にあつては、その管下の学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する団体にあつては、その大学及び高等専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課においては、各国立高等専門学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあつては、所管の専修学校に対して、本調査の実施及び調査への御協力について御周知願います。なお、本調査は地方公共団体を通じて実施される旨申し添えます。

(本通知に対する連絡先)
文部科学省総合教育政策局調査企画課
電話番号：03-5253-4111（内線2261）
E-mail：chousa@mext.go.jp

(本調査に対する連絡先)
総務省統計局統計調査部
国勢統計課住宅・土地調査第一係
電話番号：03-5273-1154
E-mail：c-jyuuchou1@soumu.go.jp